あかり

2017.1
情報紙　第98号
発行：中標津町全町内会連合会
中標津町安全で住みよい
まちづくり推進協議会

★各町内会活動等による情報及び住民相談の伝達をより迅速に行うため、町内会長と役場を結ぶファクシミリ（73-4811）を設置しております。

★情報の通報及び相談の窓口は…
●役場町民生活部　生活課交通町民相談係（相談110番）
TEL.（0153）73-3111（内線219番）
●中標津町教育相談センター
TEL.（0153）72-1717
●中標津警察署　生活安全課　生活安全係
TEL.（0153）72-0110

年頭所感

新年おめでとうございます。

町民の皆様には、新しい年明けを迎えいかがお過ごしでしょうか。

それぞれ年相応に、いろいろな願い事や今年の計を考えられた事と思います。

しかし、最近の社会の動きがあまりにも目紛（めまぐる）しくて、今年はいったいどのように進んで、私たちの暮らしがどうなっていくのか、不安要素ばかりが目立つような気がします。

メディアを通じて様々な情報が流れてきますが、どれが正しくてどれが間違っているのか判断できないほど、複雑で難しい問題ばかりで、なんとなく世の中の動きに取り残されていくような心配が頭を過ぎり、不安な気持ちにさせられているのが大方ではないでしょうか。とはいえ、無知無関心で生きること、つまり社会から逃げて暮らしていくことは、もっと難しい事です。私たちは、社会生活のそれぞれの立場や分野で常に社会の動きに敏感になるよう努力して安全で住みよいまちづくりに努めていきましょう。

中標津町安全で住みよい
まちづくり推進協議会　会長　栗﨑　勝秀

平成28年の交通事故状況
発生数・傷者数共に増加
死者数は大幅減少

道内における平成28年中の人身交通事故発生状況は、11，330件（前年比＋207件）傷者が13，490人（前年比＋373人）増となりましたが、死者数は前年比19名減の158名で1949年（157人）以来67年ぶりに160人を下回りました。

全国ベースでは、昨年と同じワースト5位（1位愛知県212名、2位千葉県185名、3位大阪府の161名、4位東京都159名）という結果になりました。

一方、死者のうち65歳以上の高齢者は52％で、2年連続で半数を超え、特に歩行者の死者のうち高齢者が77％を占めました。

中標津警察署管内（4町）においては、死者数ゼロとなり、統計が残る1969年以降はじめての死者ゼロ。同署管内の人身事故の発生件数も、過去最小だった2015年の45件を大きく下回る23件となっております。

中標津町内では、交通死亡事故ゼロ継続日数が867日となっており、これからの時期は路面凍結によるスリップ事故が多発します。事故を防止するために、シートベルトの全席着用や、スピードダウンを徹底しましょう。

中標津町で地域安全運動
～窃盗や詐欺に注意～

全国地域安全運動の出動式が10月11日、東武サウスヒルズ中標津店で行われ、根室管内4町の防犯関係者ら約50人が地域の安全に向け誓いを新たにした。

主催者を代表して、中標津地区防犯協会連合会の小野会長が、「年末にかけて、タイヤ盗難や灯油抜き取りなど生活に密着した犯罪が増えてくる。安心して年末を迎えれるように力を尽くしたい」中標津署の佐々木順一署長は「警察と地域が一丸となって、町の安心・安全を守っていきたい」と力を込めた。

この後、来賓の西村町長、道警マスコット「ほくとくん」、東武レンジャーも参加し、同店出入り口付近で防犯グッズ約100個を来店客に配布しました。

除排雪サービスによる契約トラブルにご注意ください！

降雪シーズンを迎え、広告などを見て除排雪を業者に依頼したり、除排雪サービスに関する予期せぬ訪問勧誘や電話勧誘を受けての契約トラブルが懸念されます。

トラブルに遭わないためには、契約内容の説明を事前によく聞いて確認のうえ契約をするようご注意ください。
また、トラブルになった場合やお困りの場合は消費生活センターまでご相談ください。

≪消費者へアドバイス≫
(1)必要の無い勧誘は「必要ありません」とハッキリ断わりましょう。
(2)依頼する場合は、契約前に説明をよく聞きましょう。すぐお金を払ったり契約書にサインをしないようにしましょう。
(3)料金を前払いすると、契約内容どおりに作業が行われなかった場合に、業者と連絡が取れないなどでトラブルになることがあります。前払いは慎重に検討し、作業の未実施が発生した場合の返金等については事前に確認しておきましょう。
(4)訪問販売や電話勧誘販売で契約した場合、契約書面を受け取った日から8日間以内であればクーリング・オフができることもあります。
詳しくは消費生活センターへお問い合わせください。

商品・サービスに関する苦情や
業者とのトラブル、多重債務など
消費生活に関して困ったときにはいつでも
消費生活センターにご相談ください
中標津町消費生活センター相談窓口（役場生活課内）
TEL0153－73－3111（内線222）
・受付時間／10:00～16:00
・休日／土曜・日曜・祝日（年末年始 12/31～1/5）は休み

各種取り組み実施

「秋の全国交通安全運動」街頭啓発実施（9月26日）

「黄色い羽根募金運動」東武サウスヒルズ店舗前にて（9月30日）

「高齢者交通安全講習会」中標津自動車学校にて（10月28日）

シートベルト着用率調査結果		
10月17日（月）（国道272号）	11月16日（火）（国道272号）	12月15日（木）（国道272号）
運転席着用率	運転席着用率	運転席着用率
100.0%	100.0%	99.1%
助手席着用率	助手席着用率	助手席着用率
100.0%	100.0%	100.0%

やめよう除雪の支障となる「迷惑駐車」

1台の路上迷惑駐車が、その地域の人たちに大きな迷惑をかけることもあります。除排雪作業や緊急車輌（救急車・消防車）の通行や活動の妨げにもなり、重大な障害となっています。事故の原因にもなりますので「迷惑な路上駐車・放置駐車」をせず、指定された駐車場を利用しましょう！！

「スノーモービル」はマナーを守って楽しみましょう

スノーモービルで私有地に無断で侵入した場合、地権者に多大な迷惑がかかります。マナーを守り地域に迷惑をかけない運転をしましょう。マナー違反は通報（警察等）されることがあります。